

一般社団法人日本赤外線学会
第 14 期（平成 29・30 年度）役員選挙結果について

選挙管理委員会
委員長 和田 健司
副委員長 中里 英明
委員 清 紀弘
委員 寶迫 巖

第 14 期（平成 29・30 年度）役員選挙につきまして、正会員（180 名 H29.2.27 時点）からの投票を 3 月 21 日に締め切り、3 月 27 日に開票しました。選挙管理委員会において開票した結果は下記のとおりです。

1. 執行役員会長（1 名）・執行役員副会長（1 名）・執行役員（14 名）選挙

- ・投票総数 113, 有効投票数 112, 無効投票数 1
- ・投票状況 執行役員会長の得票数 110
執行役員副会長の得票数 110
執行役員 14 名の得票数 110～111

2. 監事選挙（2 名）

- ・投票総数 113, 有効投票数 112, 無効投票数 1
- ・投票状況 監事の得票数 108～109

よって、選挙管理委員会は、今回の選挙で執行役員会長 1 名、執行役員副会長 1 名、執行役員 14 名が選任され、2 名の監事候補者が選出されたことを確認いたしました。次頁の選挙結果とともにご報告いたします。

第 14 期（平成 29・30 年度）役員選挙結果

一般社団法人日本赤外線学会 **執行役員** 当選者

役 職	氏 名 (所 属)
執行役員会長 (代表理事会長 候補)	太田 仁 (神戸大学)
執行役員副会長 (代表理事副会長 候補)	長田 哲也 (京都大学)
執行役員 (理事副会長 候補)	佐々木 得人 (NEC)
執行役員 (理事 候補)	和田 潔 (島津製作所)
執行役員 (理事 候補)	和田 健司 (大阪府立大学)
執行役員	浅川 誠 (関西大学)
執行役員	井澤 利之 (浜松ホトニクス)
執行役員	一圓 健治 (オプテックス)
執行役員	重中 圭太郎 (東芝)
執行役員	清 紀弘 (産業技術総合研究所)
執行役員	関本 裕太郎 (国立天文台)
執行役員	玉川 恭久 (三菱電機)
執行役員	中里 英明 (富士通)
執行役員	西村 克美 (堀場製作所)
執行役員	寶迫 巖 (情報通信研究機構)
執行役員	宮永 俊之 (電力中央研究所)

一般社団法人日本赤外線学会 (選挙管理委員会)

一般社団法人日本赤外線学会 **監事** 候補者

氏 名 (所 属)
内田 貴司 (防衛大学校)
高橋 宏典 (浜松ホトニクス)

一般社団法人日本赤外線学会 (選挙管理委員会)



執行役員と理事の補欠に関する件

執行役員と理事の任期途中で欠員が出た場合の補欠に関して文書化されたものがなかった。そこで、平成29年度第1回の執行役員会で議論した結果、以下に示す方針に基づいて細則・規程・申合せを設けることが承認されましたので、本総会において報告いたします。

① 基本的な方針

会社・個人都合により任期途中で執行役員に欠員が出ることが想定される。通常、執行役員は選挙により選任されるが、選挙は2年毎であるため、欠員の状態が続くと本会の運営に支障が出る恐れがある。そこで、会を円滑に運営するために、早期に執行役員の補欠を選任する手順を文書化したい。また、理事の補欠を選任する手順も同様に文書化したい。

執行役員の補欠を選任する手順は、執行役員会が正会員の中から補欠の候補者を選考し、2/3以上の多数をもって選任する。その後、総会、HP、メールなどで全会員へ周知する。

理事に欠員が出た場合、選挙で選任された執行役員の中から補欠の候補者を、2/3以上の多数で選任する。この段階ではまだ候補者であり、その後、直近の総会で承認を受けた後、補欠の理事となる。

上記の執行役員の補欠と理事の補欠の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

② 変更あるいは新たに設ける〈細則〉、〈規程〉

〈細則〉

第8章 理事・執行役員の補欠

新設 第8-1条 定款第23-3条に基づく補欠の理事は、別途定める規定により選任する。

新設 2 執行役員に欠員が出た場合、本会の運営を円滑に進めるために、補欠を選出することができる。その選出方法は別途定める規程に依る。

第2章の一部修正 6 理事は選挙によって選任された執行役員の内から選任される。

〈規程〉

第9章 理事・執行役員の補欠

新設 本規程は、細則第8-1条および第8-2条に基づく理事および執行役員の補欠の選出方法に関するものである。

(理事の補欠) 第9-1条 理事に欠員が出た場合、執行役員会長・副会長が選挙で選任された執行役員の内から補欠を選出し、執行役員会の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって補欠を承認する。その後、直近の総会の決議によって選任する。

(執行役員の補欠) 2 執行役員に欠員が出た場合、執行役員会は、正会員の中から補欠の候補者を選考し、執行役員会の議決権総数の3分の2以上に当たる多数をもって執行役員の補欠を選任する。

(補欠の執行役員
の任期) 3 補欠として選任された執行役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(執行役員の補欠
の周知) 4 執行役員会が執行役員の補欠を選任した場合、総会、HP、メールなどで全会員に周知する。

③ 本総会における執行役員の補欠選任の報告

玉川恭久様(三菱電機)は、平成29・30年度役員選挙において、執行役員の候補として挙がり、選挙によって選任されました。しかし、その後、会社都合により執行役員として本会の活動ができなくなりました。その結果、執行役員に欠員が生じました。

こうした状況の中、平成29年度第1回の執行役員会において、上記記載の細則、規程の変更・新設が承認されました。

その後、同執行役員会において、柳澤隆行様(三菱電機)を執行役員の補欠とする件を議論した結果、2/3以上の多数で承認されました。

本総会の議事「(6)平成29年度役員」では、選挙で玉川様が執行役員に選任されましたが、会社都合で欠員になったため、補欠として柳澤様が選任されたことを報告いたします。